

山梨県公報

第二千四百六十六号

平成二十六年

十一月二十七日

木曜日

目次

告示

○建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………六七二

○有害図書類の指定……………六七二

公告

○県政功績者……………六七二

○随意契約の相手方の決定について……………六七三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六七四

○落札者の決定について……………六七六

○農用地利用配分計画の認可の申請……………六七六

○開発行為に関する工事の完了について……………六七六

告示

山梨県告示第三百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設(道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。)の維持管理業務の委託に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用し、建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十四年山梨県告示第四百十三号)は廃止する。
平成二十六年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加できない。

- 1 令第百六十七條の四第一項各号(令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する者

- 2 令第百六十七條の四第二項(令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第百六十七條の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(令第百六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

二 建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

- 1 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条の規定による許可を受けていること。
- 2 競争入札に参加しようとする建設工事について、審査基準日(当該建設工事に係る競争入札参加の資格審査受付の日の直前の七月一日をいう。以下同じ。)の直前に終了する事業年度を対象とした法第二十七條の二十三の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値(P)の通知を受けていること。

- 3 審査基準日の直前の事業年度の終了の日までに、第一号の許可を受けてから一年以上建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認めた者については、この限りでない。
- 4 審査基準日の直前の事業年度の終了の日から遡つて、三十六月になるまでの事業年度において、競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事を、第一号の許可を受けてから完成させた実績があること。ただし、知事が適当と認めた者については、この限りでない。

- 5 次のイからハまでに掲げる届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八條の規定による届出の義務
ロ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七條の規定による届出の義務

ハ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七條の規定による届出の義務

三 建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認めた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業しているこ

と、及び第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日から遡って三十六月になるまでの事業年度において、登録を受けている業務を完成させた実績（第二号及び第四号にあっては、それぞれの登録規程に基づく登録部門ごとの現況報告書の実績）があること。

1 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定により登録を受けていること。ただし、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。

2 建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百七十七号）第二条第一項の規定により登録を受けており、同規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。

3 地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定により登録を受けており、同規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。

4 補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定により登録を受けており、同規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。

5 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。

6 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る委託業務について、知事が適当と認める者であること。

四 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格
次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認めた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業していること。

1 二の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。

2 治山林道施設等の維持管理業務又は森林整備業務の委託に係るものにあつては、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目のうち森林整備資格を有する者であること。

3 前二号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る業務委託について、知事が適当と認めた者であること。

五 競争入札の参加資格の審査を申請する者は、別に定める入札参加資格審査申請要領に基づき申請すること。

山梨県告示第三百三十一号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十六年十一月二十七日から施行する。

平成二十六年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
コミックアムール	マガジン・マガジン
禁断Lovers MAX vol. 10	ぶんか社
Boy, sピアス 11月号	マガジン・マガジン
裏モノ JAPAN 9月号	鉄人社
週刊実話 ザ・タブー	日本ジャーナル出版

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく平成二十六年県政功績者は、次のとおりである。

平成二十六年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

個人

功績分野	氏名	住 所
特別功績	貫井 英明	甲府市池田二丁目十一番四十三号
特別感謝状	荒牧 重雄	東京都練馬区豊玉上二丁目十二番十六号
地方自治	小澤 寛 熊谷 義行 清水 壽昌 鈴木 孝男 寺田 道彦 永井 寛子 中込 孝文 中村 善次 平賀 武秀 松木 慶光 米山 博光 和田 正人 小宮山 英男 井上 利男 岩瀬 俊雄 坂本 勘一 清水 准一 金丸 一 川崎 昌宏 菊島 輝雄 小林 寛樹 三澤 茂計 山下 安廣 神谷 昇次 塩野 陽一 高野 修一 高野 善正 堀川 千秋 清水 文勝 井上 和夫	北杜市須玉町江草四千二百五十九番地二 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺三百六番地 北杜市明野町浅尾二千二百二十二番地 北杜市武川町柳澤三千九百七十二番地五十八 甲斐市中下条九百二十七番地一 南巨摩郡富士川町最勝寺千三百二十二番地一 甲府市酒折三丁目十一番五号レヂオンスパート三 A棟五百十号 笛吹市一宮町新巻五百五番地 韮崎市穂坂町三ツ澤二千四百七十七番地 南巨摩郡身延町下山九千四百四十三番地一 都留市中津森三百九十五番地 上野原市桐原六千六百三十四番地 甲斐市竜王新町四十八番地 甲府市朝日一丁目四番十二号 甲斐市長塚三百七十一番地一 甲斐市篠原三千八十八番地十五 南アルプス市芦安芦倉三百七十九番地 南アルプス市十日市場二千三番地 甲府市丸の内三丁目一番十号 中央市上三條五百八十番地二十 南アルプス市桃園七百五十一番地 甲州市勝沼町等々力二百四十七番地 笛吹市石和町川中島三百二十五番地 韮崎市中田町中條四千七百三十七番地一 甲府市新田町十八番十号 甲府市丸の内三丁目十六番三号 甲斐市岩森三百八十六番地二 韮崎市龍岡町下條東割九百三十九番地一 大月市賑岡町奥山千四十三番地 南巨摩郡富士川町小室二千三百十二番地
産業		

教育文化	社会福祉	保健衛生
小池 兵雄 石井 直江 市川 榮也 佐藤 善子 須田 清 幡野 勝彦 稲垣 正憲 輿水 泉 佐藤 幸男 長澤 誠 窪田 重美 佐野 綾子 佐野 勇 長久保 文夫 中澤 良英 三塚 憲二 山下 晴夫 山田 治洋	富士吉田市松山三丁目五番十三号 韮崎市清哲町樋口百三十一番地 山梨市小原東二百三十四番地 大月市七保町葛野千六百九十五番地 東京都日野市平山二丁目二十一番地の十五 山梨市東後屋敷六百四十二番地の一 甲斐市宇津谷四千五百四十二番地 甲府市朝日五丁目七番四号 北杜市高根町村山西割二千三百三十七番地 甲府市相生一丁目十八番八号 甲府市上町千六百一十一番地一 南巨摩郡身延町清子三千四百七十一番地 山梨市小原西千二百二十八号 甲府市朝日五丁目八番二十八号 山梨市上神内川千四百三十三番地の一 甲州市塩山上於曾千二百二十四番地 甲府市西田町三番十八号 甲府市上石田二丁目三十六番十一号	

団体

功績分野	団体名	所 在 地
環境	特定非営利活動法人みどりの学校	甲府市宮原町九十番地の二

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十六年十一月二十七日

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 名称 統合サーバ機器等
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県企画県民部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十六年十月二十四日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 富士通リース株式会社
- (二) 住所 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 契約金額 一億二千三百一十一万八千九百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 契約に係る物品等は、事業者独自の企画提案によるものであるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当）

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。
 平成二十六年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人久晴 会	甲斐リハビリ テーション クリニック	山梨県甲斐市西八幡 三千九百九十番地	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療	平成二十六 年九月一日

医療法人啓夏 会	響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	山梨県甲斐市中下条 千九百三十三番地一 二階	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし） 訪問看護 （みなし）	同
医療法人社団 山栄会	富士デンタル クリニック	山梨県中巨摩郡昭和 町清水新居二百九十 二番地オークラタウ ン一階	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし）	同

株式会社h a	南アルプスデ	山梨県南アルプス市	介護予防通所介同	株式会社ケアプラン小瀬	ケアプラン小瀬	山梨県甲府市小瀬町七十六番地十三	居宅介護支援	同	株式会社斬新社	ソーシャルデイヒと花	山梨県甲府市朝氣二丁目一番四号の三	介護予防通所介護	同	有会社保泉商事	レッツ倶楽部甲府	山梨県甲府市国玉町九百七十六番地二	介護予防通所介護	同	株式会社山梨ケイティケイ	あんど遊指定居宅介護支援事業所	山梨県甲府市朝日五丁目四番十四号	居宅介護支援	同	医療法人立史会	ノイエス訪問リハビリテーション事業所	山梨県中巨摩郡昭和町河東中島四百四十三番地	介護予防訪問リハビリテーション	同	株式会社メデイ・プラス	アーク調剤薬局竜王西店	山梨県甲斐市西八幡三千八百二十五番地九	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	同
---------	--------	-----------	----------	-------------	---------	------------------	--------	---	---------	------------	-------------------	----------	---	---------	----------	-------------------	----------	---	--------------	-----------------	------------------	--------	---	---------	--------------------	-----------------------	-----------------	---	-------------	-------------	---------------------	---------------------------------	---

株式会社日本介護福祉グループ	ケアプラン大我	山梨県南アルプス市十日市場二千十一番地一	居宅介護支援	株式会社日本介護福祉グループ	ケアプラン大我	山梨県南アルプス市十日市場二千十一番地一	居宅介護支援	平成二十六年九月五日	shuko	イサービスセンターはしゅこ	在家塚千四百九番地一	介護通所介護		小巻 沙也佳	コマキ歯科	山梨県甲府市德行四丁目六番六号	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問リハビリテーション(みなし) 介護予	同	医療法人聖愛会	甲州聖愛ハック	山梨県甲府市上阿原町四百八十七番地一	介護予防通所リハビリテーション(みなし) 通所リハビリテーション(みなし)	平成二十六年九月三日	早川土木株式会社	デイハウスあすか	山梨県甲斐市玉川千五百八十八番地六	介護予防通所介護	同
----------------	---------	----------------------	--------	----------------	---------	----------------------	--------	------------	-------	---------------	------------	--------	--	--------	-------	-----------------	---	---	---------	---------	--------------------	---------------------------------------	------------	----------	----------	-------------------	----------	---

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十一月二十七日

山梨県工業技術センター所長 石原光広

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 電界放出型走査電子顕微鏡
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県工業技術センター
 - (二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番地
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年九月三十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 名称 日本電子株式会社東京支店
 - (二) 住所 東京都千代田区大手町二丁目一番一号
- 五 落札金額 二千四百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年八月二十一日

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

賃借権の設定等を受ける者

賃借権の設定等を受ける土地

氏名又は名称	居住し、又は所在する市町村	所 在	面積（平方メートル）
スズラン酒造工業有限公司	笛吹市	笛吹市一宮町北野呂字塚田 三百七番一外一筆	二、七九六
中村悦和	笛吹市	笛吹市一宮町上矢作字大城 七百十六番一外六筆	四、一六六
小倉公彦	笛吹市	笛吹市八代町南字宮川百九 番一外一筆	一、一六九

（詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 縦覧の場所等

- 1 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課
- 2 期間 この公告の日から平成二十六年十二月十一日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日
- 3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

- 1 提出先 二の1に掲げる場所
- 2 記載事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (二) 利害関係の内容
 - (三) 意見
- 3 提出期限 平成二十六年十二月十一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市石和町小石和字横田二六四〇の二、二六四〇の三、二六四三、二六四五の一、二六四六の一、二六四八、二六五〇の一、二六五〇の三、二六五〇の四及び二六五一の四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市石和町小石和二千六百四十五番地 医療法人和仁会 理事長 長坂 正仁

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番